

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	宮脇愛子作「うつろひ」作品点検等業務
発注課	市民文化局文化部文化振興課
選定事業者	株式会社SDアート
<p style="text-align: center;">随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>札幌芸術の森野外美術館の彫刻作品については、令和3年度に現況調査業務を実施し、各作品の劣化度合を確認した。そのうち「うつろい（宮脇愛子作）」については、特に劣化が進んでいることが判明し、修繕等の対応に向けて札幌芸術の森と協議を行っていた。</p> <p>本業務は、令和3年度調査業務の後続業務として、劣化部分の点検及び補強を行うためのものである。</p> <p>彫刻作品には「著作権者人格権」があり、その中に「同一性保持権（著作者の意に反して著作物や題号を改変・切除されない権利）」がある。本作品は、ワイヤーの張力・曲線形状そのものが作品の本質をなす造形であり、作家固有の表現を技術的に再現できるか、という点が補強時の要となっている。</p> <p>本作品の著作権者（著作権継承者）は宮脇愛子アトリエ株式会社（以下、「アトリエ」という。）の松田昭一氏（生前の宮脇愛子のエンジニアを務めていた）であり、著作権管理及び技術監修を担っている。</p> <p>当該事業者は、令和3年度の現況調査時にアトリエと共同で本作品の劣化状況及びメンテナンス（ワイヤー張替え）の必要性について調査を進め、施行方針もアトリエと協議のうえ確定した。その際、アトリエは、当該事業者の前身である「空間造形コンサルタント」が、札幌芸術の森野外美術館における全作品のインストールを担当した経緯があり、本作品の設置時の状況・構造を熟知していることを理由に、当該事業者による施行を前提としたメンテナンス方針を検討した。</p> <p>また、当該事業者が本作品を修繕することについての許可書も発行した。</p> <p>以上により、当該事業者は著作権者（アトリエ）の意向を十分に反映させながら本業務を実施することができる唯一の業者であるため、随意契約を締結することといたしたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号